平成２６年（フ）第３８５号
堺市南区三原台３丁35番12号
債務者　妹尾美惠子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２０２３号
愛知県知多郡美浜町河和台２丁目217　パークサイドハイツＣ棟101、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字師崎字高岩29番地の６
債務者　山下　康子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６５号
名古屋市天白区保呂町1501番地　コンフォート森山103号、従前の住所名古屋市天白区野並２丁目168番地の２
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１号
金沢市増泉３丁目４番５号、従前の住所金沢市辰巳町ニ10番地13
債務者　西海規久夫
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７５５号
神奈川県秦野市鶴巻北１―15―１、住民票上の住所神奈川県秦野市鶴巻南５丁目16番20―101号
債務者　宮川　　明
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５号
京都府長岡京市長岡３丁目25番20号
債務者　森田　鈴美
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６６７号
愛知県尾張旭市瀬戸川町１丁目22番地　セレニールＥＸⅡ102号
債務者　黒神　伸吾
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６２３号
名古屋市中区丸の内３丁目９番19号　正起ビル302号
債務者　塚本　典昭
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
富山県高岡市戸出町３丁目21番22―101号　コーポドリーム、住民票上の住所富山市古志町五丁目103番地
債務者　金井　翔太
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４７６９号
東京都北区上十条４丁目８―16―102
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８０８号
東京都江東区猿江１丁目13―15　太田方102
債務者　海保　晏弘
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８１０号
東京都江戸川区東葛西５丁目４―13―402
債務者　奥山　　誠
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８１７号
東京都板橋区板橋１丁目56―７―103
債務者　新保　春夫
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８２０号
神奈川県大和市上草柳２丁目10―８
債務者　藤巻　記造
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８２１号
東京都武蔵野市境２丁目21―14―103
債務者　関口　英雄
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８２２号
東京都八王子市下柚木２丁目７－６－401
債務者　中西　聡史
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部